

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文 目次

- 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令（平成三十一年政令第四十六号）
（第一条関係）
- 國土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（第二条関係）
- 環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）（抄）（第三条関係）

○ 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令（平成三十一年政令第四十六号）（第一条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（海洋再生可能エネルギー源）</p> <p>第一条 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「法」という。）第二条第三項の政令で定めるものは、海域における風力とする。</p> <p>（促進区域内海域の占用等に係る許可を要する海域の上空及び海底の区域）</p> <p>第二条 法第十三条第一項の政令で定める区域は、海域の上空三百十五メートルまでの区域及び海底下百メートルまでの区域とする。</p> <p>（促進区域内海域における制限行為で許可を要しない行為）</p> <p>第三条 法第十三条第一項ただし書の政令で定める行為は、海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理のために行う行為とする。</p> <p>（促進区域内海域の利用又は保全に支障を与えるおそれのある行為）</p> <p>第四条 法第十三条第一項第四号の政令で定める行為は、次に掲げるるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（占用の期間）</p>	<p>（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令）</p> <p>（海洋再生可能エネルギー源）</p> <p>第一条 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項の政令で定めるものは、海域における風力とする。</p> <p>（促進区域内海域の占用等に係る許可を要する海域の上空及び海底の区域）</p> <p>第二条 法第十条第一項の政令で定める区域は、海域の上空三百十五メートルまでの区域及び海底下百メートルまでの区域とする。</p> <p>（促進区域内海域における制限行為で許可を要しない行為）</p> <p>第三条 法第十条第一項ただし書の政令で定める行為は、海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理のために行う行為とする。</p> <p>（促進区域内海域の利用又は保全に支障を与えるおそれのある行為）</p> <p>第四条 法第十条第一項第四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（占用の期間）</p>

第五条 法第十三条第四項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる占用の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 (略)

二 法第二十二条第一項に規定する認定公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備による占用 三十年

三 (略)

(公募占用計画に記載すべき情報の管理に関する事項に係る海域の上空及び海底の区域)

第六条 法第十七条第二項第十四号の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- 一 当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する海域の上空の区域のうち、当該海洋再生可能エネルギー発電設備の最上部の高さまでの区域
- 二 当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する海域の海底の区域のうち、当該海洋再生可能エネルギー発電設備の最下部の深さまでの区域

(設置禁止の例外となる海洋再生可能エネルギー源を電気に変換する設備)

(新設)

第五条 法第十条第四項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる占用の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 (略)

二 法第十九条第一項に規定する認定公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備による占用 三十年

三 (略)

(新設)

(海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画に記載すべき情報の管理に関する事項に係る海域の上空及び海底の区域)

第八条 第六条の規定は、法第三十三条第三項第十四号（法第三十

七条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める区域

(新設)

について準用する。

(権限の委任)

第九条 法第十三条第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項から第七項まで、第二十七条第一項、第二十八条第一項から第七項まで、第二十九条第一項及び第二項並びに第三十条第一項から第三項までの規定による国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。ただし、法第二十八条第一項から第七項まで並びに第二十九条第一項及び第二項の規定による権限にあっては、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(権限の委任)

第六条 法第十条第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項から第七項まで、第二十三条第一項、第二十四条第一項から第七項まで、第二十五条第一項及び第二項並びに第二十六条第一項から第三項までの規定による国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。ただし、法第二十四条第一項から第七項まで並びに第二十五条第一項及び第二項の規定による権限にあっては、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（海洋・環境課の所掌事務）</p> <p>第一百六十二条　海洋・環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（五）（略）</p> <p>六　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するものに関すること。</p> <p>七（十四）（略）</p>	<p>（海洋・環境課の所掌事務）</p> <p>第一百六十二条　海洋・環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（五）（略）</p> <p>六　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するものに関すること。</p> <p>七（十四）（略）</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（大臣官房の所掌事務）

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三十五（略）

三十六 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の規定による調査に関する事務で

環境省の所掌に属するものに関すること。

三十七（四十八）（略）

2 環境保健部は、前項第二十六号に掲げる事務（第四十九条第二項第二号に掲げる事務に関するものに限る。）、前項第二十八号及び第二十九号に掲げる事務（人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染であつてその発生機構が一般的に明らかとなつていないもの（以下「発生機構が未解明な化学物質汚染」という。）の防止のために行うものに限る。）、同項第三十三号、第三十五号、第三十九号及び第四十号に掲げる事務並びに同項第四十六号に掲げる事務（発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものに限る。）をつかさどる。

（水・大気環境局の所掌事務）

第五条 水・大気環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十五（略）

十六 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関する事務（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律の規定による調査に関する事務で環境省の

所掌に属するものを除く。）並びにその目的及び機能の一部に

現 行

（大臣官房の所掌事務）

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三十五（略）

（新設）

三十六（四十七）（略）

2 環境保健部は、前項第二十六号に掲げる事務（第四十九条第二項第二号に掲げる事務に関するものに限る。）、前項第二十八号及び第二十九号に掲げる事務（人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染であつてその発生機構が一般的に明らかとなつていないもの（以下「発生機構が未解明な化学物質汚染」という。）の防止のために行うものに限る。）、同項第三十三号、第三十五号、第三十八号及び第三十九号に掲げる事務並びに同項第四十五号に掲げる事務（発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものに限る。）をつかさどる。

（水・大気環境局の所掌事務）

第五条 水・大気環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十五（略）

十六 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関する事務（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律の規定による調査に関する事務で環境省の

所掌に属するものを除く。）並びにその目的及び機能の一部に

環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること（第一項第三十三号、第三十四号及び第三十九号に掲げる事務、発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの並びに環境再生・資源循環局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。

（自然環境局の所掌事務）

第六条 自然環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十三（略）

十四 前各号に掲げるもののほか、専ら自然環境の保護及び整備を目的とする事務及び事業に関すること（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律の規定による調査に関する事務で環境省の所掌に属するものを除く。）並びにその目的及び機能の一部に自然環境の保護及び整備が含まれる事務及び事業に関する自然環境の保護及び整備の観点からの基準等の策定並びに当該観点からの規制等に関すること。

（地域政策課の所掌事務）

第十九条 地域政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二（略）
三 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律の規定による調査に関する事務で環境省の所掌に属するものに関すること。

四〇六（略）

（自然環境局の所掌事務）

第六条 自然環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十三（略）

十四 前各号に掲げるもののほか、専ら自然環境の保護及び整備を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に自然環境の保護及び整備が含まれる事務及び事業に関する自然環境の保護及び整備の観点からの基準等の策定並びに当該観点からの規制等に関すること。

（地域政策課の所掌事務）

第十九条 地域政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二（新設）

三〇五（略）

の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（第三条第一項第三十三号、第三十四号及び第三十八号に掲げる事務、発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの並びに環境再生・資源循環局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。